

様式3の1 指名停止等の運用状況一覧表

(指名停止開始日：令和6年2月1日～令和6年5月31日)

業 者 名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由	備考
1 損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区	令和6年2月14日 ~ 令和6年3月13日 (1箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第2第4号(4)イ)	企業向け保険の保険料を事前に調整していた問題で、金融庁は令和5年12月26日、4社に対し保険業法に基づく業務改善命令を出したため。また、損害保険ジャパン株式会社については、中古販売大手ビッグモーターによる自動車保険の保険金不正請求問題に対する対応の適切性等に問題があるなどとして、同庁から令和6年1月25日に保険業法に基づく業務改善命令が出されている。	物品
2 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	令和6年2月14日 ~ 令和6年3月13日 (1箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第2第4号(4)イ)	企業向け保険の保険料を事前に調整していた問題で、金融庁は令和5年12月26日、4社に対し保険業法に基づく業務改善命令を出したため。	物品
3 東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	令和6年2月14日 ~ 令和6年3月13日 (1箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第2第4号(4)イ)	同上	物品
4 三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区	令和6年2月14日 ~ 令和6年3月13日 (1箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第2第4号(4)イ)	同上	物品
5 中部電力ミライズ株式会社	愛知県名古屋	令和6年3月15日 ~ 令和6年8月14日 (5箇月)	独占禁止法違反 (別表第2第2号(2)ウ)	特定大口都市ガスの見積合わせ等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年3月4日付けで、公正取引委員会から独占禁止法に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたもの。	物品
6 京都土木株式会社	京都府京都市	令和6年2月27日 ~ 令和6年6月26日 (4箇月)	建設業法違反(別表第2第5号(2)ーイ及び(4)ーア)	完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果(令和4年3月31日審査基準日)を複数の発注者(京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局)に提出して入札参加資格を得ていたことがわかり、京都府知事から営業停止処分を受けたため。また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していたため、京都府知事から指示処分を受けたため。	工事
7 大成建設株式会社	東京都新宿区	令和6年5月13日 ~ 令和6年6月12日 (1箇月)	不正又は不誠実な行為 (別表第2第4号(4)ーイ)	同社が代表を務める特定建設工事共同企業体で施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」にて発生した労働災害の事実を、下請会社が労働基準監督署に報告せず、同社社員もこれに関与していたとして、労働基準監督署により、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反の疑いで書類送検されたため。	工事

資料 2-5